

議案第122号

つくば市荃崎こもればい六斗の森条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年11月28日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市荃崎こもればい六斗の森条例の一部を改正する条例

つくば市荃崎こもればい六斗の森条例（平成14年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「野外共同生活」を「野外活動」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 管理棟

第2条第4号を次のように改める。

(4) バーベキュー場

第3条を次のように改める。

（休所日）

第3条 六斗の森の休所日は、次のとおりとする。

(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）。ただし、7月20日から8月31日までを除く。

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公益上又は六斗の森の管理上必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

第4条本文中「有料施設」を「第2条第2号から第4号までに掲げる施設（以下「有料施設」という。）」に改める。

第6条を次のように改める。

（使用料）

第6条 前条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を当該許可の際に納付しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第6条の2 市長は、つくば市が有料施設を使用し、又は第9条第1項各号に掲げる行為をするときは、使用料を免除することができる。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「指定管理者は、既納の利用料金を」を「既納の使用料は、」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改める。

第13条から第15条までを削り、第16条を第13条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

施設名	供用時間
キャビン	午後3時から使用終了日の午前10時までとする。
キャンプ場	午前10時から使用終了日の午前10時までとする。
バーベキュー場	午前10時から午後3時まで及び午後4時から午後9時までとする。

備考 この表の規定にかかわらず、バーベキュー場の同一のサイトを午前10時から午後3時までの時間帯と午後4時から午後9時までの時間帯において連続して使用する場合は、午前10時から午後9時までとする。

別表第2の1の表から3の表までを次のように改める。

1 キャビン

単位	使用料	
	市民	市民以外
1棟1泊につき	15,730円	26,220円

備考

- 1 キャビンの宿泊は、1棟につき8人を限度とする。
- 2 「市民」とは、つくば市に住所を有する者又はつくば市に通勤し、若しくは通学する者をいう。

2 キャンプ場

単位	使用料	
	オートキャンプ	テントスペース
1サイト1泊につき	4,860円	1,620円

備考

- 1 キャンプ場の宿泊は、1サイトにつき6人を限度とする。
- 2 宿泊を伴わないキャンプ場の使用は、1泊の使用とみなし、この表の規定を適用する。
- 3 オートキャンプの使用料には、AC電源設備使用料及びAC電源設備の使用に係る電気料金を含むものとする。

3 バーベキュー場

区分		単位	使用料	
			午前10時から午後 3 時まで	午後 4 時から午後 9 時まで
サイト	屋根付き	1 サイト 1 回につき	3, 240円	3, 240円
	屋根なし	1 サイト 1 回につき	1, 290円	1, 290円
用具	鉄板	1 枚につき	300円	300円
	網	1 枚につき	300円	300円
	調理器具	各 1 点につき	100円	100円

備考

- バーベキュー場の使用は、1 サイトにつき 6 人を限度とする。
- 「調理器具」とは、包丁、まな板、へら 1 組及びトングをいう。
- 別表第 1 備考の規定により、午前10時から午後 9 時までの時間帯においてバーベキュー場を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - サイト この表に定める一の時間帯のサイトの使用料の額の 2 倍の額
 - 用具 この表に定める一の時間帯の用具の使用料の額

別表第 2 の 4 の表区分の項中「利用料金」を「使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行前にこの条例による改正前のつくば市荃崎こもれば六斗の森条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりされた申請、許可その他の行為は、この条例による改正後のつくば市荃崎こもれば六斗の森条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけてキャンプ場に宿泊する者の当該宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第6条及び別表第2の規定は、平成31年2月1日から施行日の前日までの間における施行日以後の使用等（有料施設の使用又は改正前の条例第9条第1項各号に掲げる行為をいう。）の許可に係る使用料について適用する。この場合においては、当該使用料を利用料金とみなして、改正前の条例第6条第4項の規定を適用する。

つくば市荃崎こもれび六斗の森条例（平成14年つくば市条例第66号）新旧対照表

改正後	改正前
（設置） 第1条 自然とのふれあい及び<u>野外活動</u>の場を提供し、市民の余暇活動に寄与するため荃崎こもれび六斗の森（以下「六斗の森」という。）をつくば市六斗1002番地1に設置する。 （施設） 第2条 六斗の森に、次に掲げる施設を置く。 （1）<u>管理棟</u> （2）・（3）（略） （4）<u>バーベキュー場</u> （5）・（6）（略） （休所日） <u>第3条 六斗の森の休所日は、次のとおりとする。</u> （1）<u>火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）。ただし、7月20日から8月31日までを除く。</u> （2）<u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> <u>2 市長は、前項の規定にかかわらず、公益上又は六斗の森の管理上必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。</u> （有料施設の供用時間）	（設置） 第1条 自然とのふれあい及び<u>野外共同生活</u>の場を提供し、市民の余暇活動に寄与するため荃崎こもれび六斗の森（以下「六斗の森」という。）をつくば市六斗1002番地1に設置する。 （施設） 第2条 六斗の森に、次に掲げる施設を置く。 （1）<u>多目的ホール</u> （2）・（3）（略） （4）<u>ひまわり広場</u> （5）・（6）（略） （<u>有料施設の休業日</u>） <u>第3条 前条第1号から第3号までに掲げる施設（以下「有料施設」という。）の休業日は、1月1日から同月3日までとする。ただし、市長は、有料施設の管理上必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。</u> （有料施設の供用時間）

第4条 第2条第2号から第4号までに掲げる施設（以下「有料施設」という。）
の供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、公益上又は有料施設の
管理上必要があると認めるときは、供用時間を臨時に変更することができる。

第5条 （略）

（使用料）

第6条 前条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）
は、別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を当該許可の際に納付
しなければならない。

（使用料の免除）

第6条の2 市長は、つくば市が有料施設を使用し、又は第9条第1項各号に掲げ
る行為をするときは、使用料を免除することができる。

（使用料の不返還）

第7条 既納の使用料は、 _____ 返還しないものとする。ただし、市長
は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還するこ
とができる。

(1)・(2) （略）

2 前項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、規則の定め
るところにより申請をしなければならない。

第8条—第12条 （略）

第4条 有料施設

の供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、公益上又は有料施設
の管理上必要があると認めるときは、供用時間を臨時に変更することができる。

第5条 （略）

（利用料金）

第6条 前条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）
は、指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次
条において同じ。）に、有料施設の利用に係る料金又は六斗の森の利用に係る料
金（以下これらの料金を「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承
認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、前条第1項又は第9条第1項の許可の際に納付するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の不返還）

第7条 指定管理者は、既納の利用料金を返還しないものとする。ただし、指定管
理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還するこ
とができる。

(1)・(2) （略）

2 前項ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、規則の定め
るところにより申請をしなければならない。

第8条—第12条 （略）

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、六斗の森の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条に規定する使用の許可に関すること。

(2) 第9条の規定により、行為の許可をすること及びその許可に条件を付けること。

(3) 第11条の規定により、六斗の森の使用を禁止し、又は制限すること。ただし、使用を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(4) 前条の規定により、許可の取消し等の処分をし、又は行為の中止等の措置を命じること。

(5) 六斗の森の施設及び附属設備並びに物品の維持管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務に関すること。

(指定管理者の指定の取消し等の場合における措置)

第14条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第7条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時に六斗の森の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表第2に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第6条第1項並びに第7条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「指定管理者（第13条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「市

第13条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第4条関係)

<u>施設名</u>	<u>供用時間</u>
<u>キャビン</u>	<u>午後3時から使用終了日の午前10時までとする。</u>
<u>キャンプ場</u>	<u>午前10時から使用終了日の午前10時までとする。</u>
<u>バーベキュー場</u>	<u>午前10時から午後3時まで及び午後4時から午後9時までとする。</u>

備考 この表の規定にかかわらず、バーベキュー場の同一のサイトを午前10時から午後3時までの時間帯と午後4時から午後9時までの時間帯において連続して使用する場合の供用時間は、午前10時から午後9時までとする。

長」と、「有料施設の利用に係る料金又は六斗の森の利用に係る料金（以下これらの料金を「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(管理の基準)

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、六斗の森の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 市民の平等な利用を確保すること。

(3) 使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(4) 六斗の森の施設及び附属設備並びに物品の維持管理を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、別途市長が定める管理に関する基準を満たすこと。

第16条 (略)

附則 (略)

別表第1 (第4条関係)

<u>施設名</u>		<u>供用時間</u>
<u>多目的ホール</u>		<u>午前 9 時から午後10時までとする。</u>
<u>キャビン</u>		<u>午後 3 時から利用終了日の午前10時までとする。</u>
<u>キャンプ場</u>	<u>バーベキュー施設</u>	<u>午前 9 時から午後10時までとする。</u>
	<u>テントスペース</u>	<u>午前 9 時から利用終了日の午前 9 時までとする。</u>

別表第2（第6条関係）

1 キャビン

<u>単位</u>	<u>使用料</u>	
	<u>市民</u>	<u>市民以外</u>
1棟1泊につき	15,730円	26,220円

備考

- 1 キャビンの宿泊は、1棟につき8人を限度とする。
- 2 「市民」とは、つくば市に住所を有する者又はつくば市に通勤し、若しくは通学する者をいう。

2 キャンプ場

<u>単位</u>	<u>使用料</u>	
	<u>オートキャンプ</u>	<u>テントスペース</u>
1サイト1泊につき	4,860円	1,620円

備考

- 1 キャンプ場の宿泊は、1サイトにつき6人を限度とする。
- 2 宿泊を伴わないキャンプ場の使用は、1泊の使用とみなし、この表の規定を適用する。
- 3 オートキャンプの使用料には、AC電源設備使用料及びAC電源設備の使用に

別表第2（第6条関係）

1 多目的ホール

<u>利用料金</u>	1時間につき 100円
-------------	-------------

2 キャビン

<u>単位</u>	<u>利用料金</u>	
	<u>市内居住者</u>	<u>市外居住者</u>
1棟1泊につき	15,730円	26,220円

備考

- 1 キャビンの宿泊は、1棟につき8人を限度とする。
- 2 キャビンの宿泊者以外の者がキャビンに附属するバーベキュー施設を利用する場合の利用料金は、1人1回につき210円とする。

3 キャンプ場

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>利用料金</u>	
		<u>午前9時から午後3時まで</u>	<u>午後4時から午後10時まで</u>
<u>バーベキュー施設</u>	1人1回につき	210円	210円
<u>テントスペース</u>	1張1回につき		310円

備考 宿泊を伴うキャンプ場の使用は、1泊を1回とみなす。

係る電気料金を含むものとする。

3 バーベキュー場

区分	単位	使用料	
		午前10時から午後3時	午後4時から午後9時
		まで	まで
サイト	屋根付き	1 サイト 1 回	
		につき	
	屋根なし	1 サイト 1 回	
		につき	
用具	鉄板	1 枚につき	
	網	1 枚につき	
	調理器具	各 1 点につき	

備考

- 1 バーベキュー場の使用は、1 サイトにつき 6 人を限度とする。
- 2 「調理器具」とは、包丁、まな板、へら 1 組及びトングをいう。
- 3 別表第 1 備考の規定により、午前10時から午後 9 時までの時間帯においてバーベキュー場を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) サイト この表に定める一の時間帯のサイトの使用料の額の 2 倍の額
 - (2) 用具 この表に定める一の時間帯の用具の使用料の額

4 第 9 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	使用料
~~~~~	~~~~~	~~~~~

4 第 9 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	利用料金
~~~~~	~~~~~	~~~~~